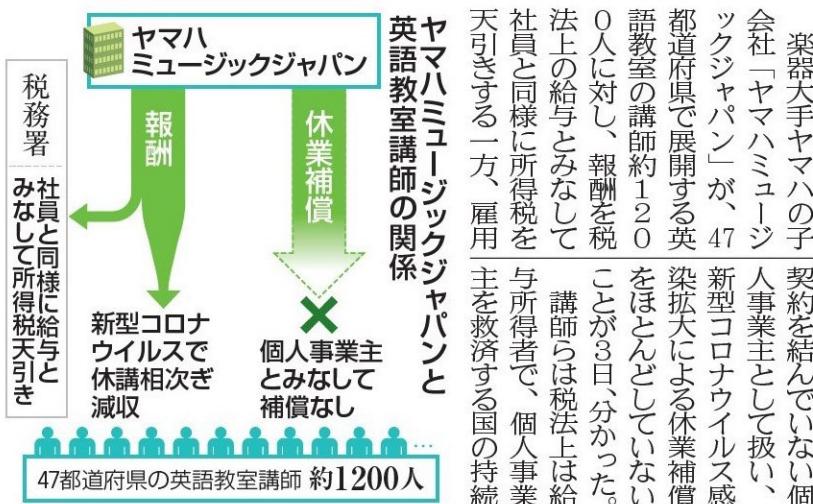


新型コロナ

ヤマハ子会社 休業補償せず

英語講師1200人 雇用契約なく



契約を結んでいない個人事業主として扱い、新型コロナウイルス感染拡大による休業補償をほとんどしていないことが3日、分かった。講師らは税法上は給与所得者で、個人事業主を救済する国の持続化給付金の対象からも外れていた。5月下旬の国の方針変更で以後は受給できるが、審査が厳しく大幅に遅れる。制度の隙間を突くような特殊な働きかせ方が問題点がコロナ禍で浮き彫りになった。労働組合「ヤマハ英語講師ユニオン」によると、講師は会社と業務委託契約を締結。休講教室が出ても補償はなく、会社からは月額報酬の2割が「お見舞金」名目で一度支払われただけだった。雇用契約がないため社会保険に未加入で、会社は休業補償の原資にできぬ。この間に、47都道府県の英語教室講師約1200人は、個人事業主は最大100万円の持続化給付金を受け取れるが、税法上の事業所得者に限られ、講師ら給与所得者は対象外だった。労働問題に詳しい清水亮宏弁護士は「会社がいびつな形を放置したことで、講師が法律のはざまに置かれた。政府の支援を迅速に受けられない事態に発展しており、責任は重い」と話している。

ヤマハミュージックジャパンは、こうした働きについて「回答を差し控える」とコメント。「新たな契約形態として雇用化の検討を開始している」としている。